

# 特別養護老人ホーム シャイントピアみなせ 料金表

令和6年8月1日改正  
 原則「要介護3」以上の方が、入所対象者です。  
 \*1ヶ月31日計算 (単位：円)

<多床室>

要介護度	施設 サービス費 (1割負担)	段階	食費	居住費	日常生活継続	看護体制	1カ月あたりの合計				
							第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
要介護1	589	第1段階	300	0			28,799	44,919	52,979	74,989	92,659
要介護2	659	第2段階	390	430			30,969	47,089	55,149	77,159	94,829
要介護3	732	第3段階 I	650	430	36	4	33,232	49,352	57,412	79,422	97,092
要介護4	802	第3段階 II	1,360	430			35,402	51,522	59,582	81,592	99,262
要介護5	871	第4段階	1,445	915			37,541	53,661	61,721	83,731	101,401

<従来型個室>

(単位：円)

要介護度	施設 サービス費 (1割負担)	段階	食費	居住費	日常生活継続	看護体制	1カ月あたりの合計				
							第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
要介護1	589	第1段階	300	380			40,579	46,469	66,929	88,939	102,455
要介護2	659	第2段階	390	480			42,749	48,639	69,099	91,109	104,625
要介護3	732	第3段階 I	650	880	36	4	45,012	50,902	71,362	93,372	106,888
要介護4	802	第3段階 II	1,360	880			47,182	53,072	73,532	95,542	109,058
要介護5	871	第4段階	1,445	1,231			49,321	55,211	75,671	97,681	111,197

\*負担割合が2割・3割の方は割合に応じて利用料金が変わります。

\*サービス費、食費、居住費、日常生活、看護体制加算は1日単位の料金となります。

\*その他、月の総単位数に介護職員等処遇改善加算14%が加算されます。

- 第1段階・・・生活保護の方等
- 第2段階・・・市町村税世帯非課税であって、年金と所得合計が80万円以下の方
- 第3段階 I・・・市町村税世帯非課税であって、年金と所得合計が80万円超120万円以下の方
- 第3段階 II・・・市町村税世帯非課税であって、年金と所得合計が120万円超の方
- 第4段階・・・上記以外の方

○その他の加算 (該当者のみ)

初期加算	入所日から30日間。(入所後、長期入院で30日を超えた後の再入所時もあり)	(一日あたり)	3
外泊時費用	入院や自宅への外泊時にひと月につき6日を限度に、サービス費に代えて算定 *6日分は居住費も算定されます。	(一日あたり)	24
看取り介護加算	医師の診断に基づき、本人・家族の同意を得て入所者の看取りに係る計画を作成し、対応している場合(*当施設では入所契約時、看取り指針への同意をいただき、看取り段階で最終的な看取り同意をいただき対応しております。)	死亡日以前31日～45日前 死亡日以前4日以上30以下 死亡日の前日と前々日 死亡日	72 144 680 1,280